

健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成 21 年度決算の財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を公表します。

健全化判断比率は、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の 4 つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の 3 段階（(4)将来負担比率は、財政再生段階なし）に区分されます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」の 2 段階に区分されます。

平成 21 年度決算における健全化判断比率等

本村の平成 21 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり全て健全段階となりました。

1 健全化判断比率

指標の名称	平成 21 年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考) 平成 20 年度
実質赤字比率	－%	15.00%	20.00%	－%
連結実質赤字比率	－%	20.00%	30.00%	－%
実質公債費比率	11.1%	25.0%	35.0%	12.1%
将来負担比率	29.1%	350.0%	—	25.1%

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「－%」で表示しています。

特別会計の名称	平成 21 年度	経営健全化基準	(参考) 平成 20 年度
水道事業会計	－%	20.0%	－%
下水道事業会計	－%	20.0%	－%

※資金不足額がない場合は、「－%」で表示しています。

健全化判断比率等の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律については、下記総務省ホームページをご覧ください。[地方公共団体財政健全化法関係資料（総務省 HP）](#)